

## 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）について

### 1 経緯及び趣旨

- 平成17年12月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、計画をより具体的に実行するために新型インフルエンザ専門家会議から「インフルエンザ（H5N1）に関するガイドライン（フェーズ3-1）」が平成18年6月にとりまとめられた。
- 都道府県感染症担当課長会議にて上記ガイドラインを各地方自治体に配布するとともに、検疫や積極的疫学調査、サーベイランスに関するガイドラインについては、修正した上で課長通知として各検疫所や地方自治体に対し通達してきた。
- わが国のパンデミック対策に向け、フェーズ4以降のガイドラインを早急に作成する必要がある。

### 2 検討すべきガイドラインについて

早急に作成すべきガイドラインとして考えられるテーマは以下のとおり。なお、国内にヒトヒト感染を来すウイルスが発生した場合、感染拡大によりパンデミック（フェーズ6）を呈する事態を念頭におきながら、感染の拡大防止についてガイドラインとしてまとめる。

#### ガイドラインのテーマ

- 早期封じ込め
- サーベイランス
- 積極的疫学調査
- ワクチンの接種体制、流通調整等（接種者の優先順位含む）
- 抗ウイルス薬の確保、供給、分配等
- 医療体制の確保（医療スタッフ、衛生資材、移送を含む）
- 検疫
- 事業者・職場における感染対策（水、ガス、電気等の維持を含む）
- 家庭・一般市民・コミュニティにおける感染対策
- 埋火葬の適切な実施
- リスクコミュニケーション

[ ○ 診断・治療 ○ 医療施設等における感染対策 ]	フェーズ3におけるガイドラインの内容を踏まえ、さらに追加・変更する点を検討
[ ○食料等の確保、供給 ]	災害時等を想定して整備された既存の指針を踏まえ、さらに本会議の視点から検討